



都市計画の 変更のお知らせ

◆ごみ焼却場

平成11年6月14日から28日にかけて案の縦覧を行ったごみ焼却場について、平成11年12月24日付けの告示をもって変更しました。

- ・都市計画の種類および名称
八街都市計画ごみ焼却場
八街市クリーンセンター
- ・都市計画を定める土地の区域
八街市用草字鹿坪塚486他
- ・変更の内容
約3,000㎡の区域の拡大

なお、変更図書については、市役所に備えてありますので、縦覧することができます。詳しくは、市役所都市計画課☎443-3-11 11内線3144へ。

氏名	住所	電話	担当学区
三好 敏博	富山67	444-2284	八街東小学区
村山 富夫	八街は35	444-0246	
能勢 義久	八街ほ477	444-0394	実住小学区
山形 隆子	八街は235	444-2019	
笹川 久子	八街に235-5	444-1369	
饒野 敏夫	八街へ214-8	444-3469	笹引小学区
岩澤 政南	八街は104-2	444-2650	朝陽小学区
土屋 敏雄	文道301-377	444-3366	
内田 義久	榎戸268	443-1861	八街北小学区
浅羽庄一郎	八街ろ165-85	443-4314	交通小学区
並木 忠夫	八街い295	443-1190	
福田 萬造	八街ろ143-34	444-0988	
三須 廣	根古谷305-2	445-5656	川上小学区
山本 一男	東吉田435-2	444-3423	
斉藤 正計	山田台1161	445-3820	二州小学区
東條 隆夫	四木1336	445-3728	
今井 忠	沖1256	445-4657	

市中央公民館で結婚相談
申し込みは、市役所庶政課
の受付を行って下さい。

次表の相談員に直接相談する
詳しくは、市役所庶政課

443-1111内線321
5へ

八街市結婚相談員を紹介します

確定申告の時国民年金保険料を忘れずに

平成11年1月から12月までに納めた本人の保険料や、家族のために納めた保険料は全額社会保険料控除となり、所得税・住民税が安くなります。平成11年1月から12月までの保険料は、別表のとおりです。

このほか、11年中に納めた前納保険料、追納保険料なども控除の対象となりますので忘れずに申告してください。

なお、申告時に支払額証明書などの添付書類は必要ありませんが、できる限り領収書・通帳などを確認できるものをお持ちください。

また、納付書などがなく、支払額が分からない場合は、市役所の申告会場には、納付額の方のリストが用意されています。

※本年度から保険料納付済通知書の発達はしませんので、税務署に直接申告される方でも支払額が分からない方は、確認書を発行しますので、国民年金課へ申し出てください。

○定額保険料	
平成11年1月～12月 1カ月 13,300円	1年分の保険料 159,600円
○定額保険料+付加保険料	
平成11年1月～12月 1カ月 13,700円	1年分の保険料 164,400円
○前納（一括納付）	
平成11年4月～平成12年3月	定額保険料 155,750円 付加込み保険料 160,430円

※先月各戸配布されました確定申告時の控除についてのお知らせ文に、誤りがありましたので訂正をお願いたします。

1年分の定額保険料（誤）159,600円 →（正）159,600円
詳しくは、市役所国民年金課☎443-1111内線2134へ。

今月（2月）の収集

- 燃やせるもの……水・金曜日（1日は休日では収集は、ありません）
- 燃やせないもの……3日・17日・24日（第1・3・4火曜日）
- カン・金物、乾電池……1日・15日・29日（第1・3・5火曜日）
- ビン……8日・22日（第2・4火曜日）
- ペットボトル……10日（第2木曜日）

※蛍光灯は、カン・金物、乾電池の日に出してください。なお、蛍光灯が袋に入らない場合はひもなどをして出して出してください。

※ダンボールは、複数あっても、大きいものであればたんで、ひもなどでしばって出してください。

なお、小さいものであれば収集袋に入るときに収集袋に入れて出してください。

※ごみ出しのルールが守られていないものについては、収集しませんので分別収集にご協力ください。

※12月から3月までの「ごみ収集カレンダー」は、市役所生活環境課に有ります。

●焼却炉でゴミを燃やすときは、紙類だけにして、まわりに迷惑のからないようにしてください。

ビニール類を燃やすと、ダイオキシンや黒煙を伴った悪臭が発生するの絶対に燃やさないでください。紙類だけを燃やすときも、量を減らしたり、時間帯を考慮して近隣に迷惑のからないようにしてください。

なお、焼却灰は、燃やせないもの日に出してください。詳しくは、市役所生活環境課☎443-1111内線3125へ。

小型合併処理浄化槽を設置する方 （個人に限る）には、補助金制度があります

生活排水の処理には、し尿と家庭排水を一緒に処理できる小型合併処理浄化槽が効果的です。補助金制度は、個人が設置する方（個人に限る）に限り、設置費の一部を補助します。申請書は、工事着手前に提出してください。詳しくは、市役所生活環境課☎443-1111内線3125へ。

生ごみは自家処理を

生ごみ減らしたため、生ごみ処理費が削減されます。補助金は、個人が設置する方（個人に限る）に限り、設置費の一部を補助します。申請書は、工事着手前に提出してください。詳しくは、市役所生活環境課☎443-1111内線3125へ。

補助金 3,000円	個人負担 2,900円
補助金 2,900円	個人負担 3,000円
補助金 3,000円	個人負担 2,900円
補助金 2,900円	個人負担 3,000円

○30歳

対象者市内居者

市役所生活環境課☎443-1111内線3125へ。

市役所生活環境課☎443-1111内線3125へ。